

特定建設作業実施届出書の記入例

特定建設作業の開始の7日前（㊟届出は実質8日前まで）までに2部（正本とその写し）を提出してください。添付書類①付近の見取り図 ②工程表 ③使用する機械の仕様書又はカタログの写し

特定建設作業実施届出書				
茅ヶ崎市長 殿		令和〇年〇〇月〇〇日		
法人にあっては 所在地、名称、及び 代表者の氏名電話番号		神奈川県〇〇市〇〇—〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
特定建設作業を実施するの㊟騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。 ㊟振動規制法第14条第1項（第2項）				
建設工事の名称		〇〇〇〇邸新築工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		鉄筋コンクリート造		
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	騒音規制法		振動規制法	
	1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業（アースオーガ併用を除く。）	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く）又はくい打くい抜き機（圧入式くい抜き機を除く）を使用する作業
	2	びょう打機を使用する作業		
	3	さく岩機を使用する作業	2	ハンマ（電動ピックを含む）、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカ、オーガなどを使用する作業
	4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限り)を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	5	コングレート・ラント又はアスファルト・ラント設けを行う作業	4	舗装版破砕機を使用する作業
	6	バックホウを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が80kw以上のもの。)	※受理年月日	
	7	トラクター・ショベルを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が70kw以上のもの。)		
8	ブルドーザーを使用する作業 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が40kw以上のもの。)			
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様		騒音規制法 油圧式ブレーカー 振動規制法 油圧式ブレーカー		
特定建設作業の場所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇〇—〇〇				
特定建設作業の実施の期間 自 令和〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇年 〇〇月 〇〇日 〇日間				
特定建設作業の開始及び終了の時刻 作業開始 作業終了 作業日 実働時間 自 8 時 至 17 時 平日 8 時間				
騒音・振動の防止の方法 現場周囲に養生シートを設置する。住民説明会を実施した。				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		住所 神奈川県△△市〇〇—〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		株式会社 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		神奈川県〇〇市〇〇—〇〇 株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇		

㊟ 付近の見取り図、工事工程表を添付し、工事開始の7日前までにこの届出を提出して下さい。
※ 注意事項は次頁のとおり。

届出書は作業開始日の7日前までに提出してください。

押印は不要です

届出者は元請人となります。

該当する法令に丸を付けてください。

特定建設作業の種類に○をしてください。
〈参考〉さく岩機・・・ハンドハンマ（電動ピックを含む）、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカ、オーガなど

該当する機械の名称や型式を書いてください。

特定建設作業の実施する始めから終わりまでの、全期間の日数を記入してください。
(作業しない日も含める。)

具体的に記入してください。

例)
・遮音シートによる仮囲い
・建設機械に防音装置をつける
・近隣への挨拶

苦情等発生時の連絡のため、電話番号も必ず記入してください。

○添付書類

付近の見取り図： 実施場所付近の見取り図。
場所が特定できるよう明記してください。

工程表： 設工事全体の工程表の中で、
特定建設作業の工程が明記されているものです。

仕様書又はカタログの写し： 機械の仕様等が分かる、カタログのコピーなど。